2　経営力向上に係る指標 保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、必要な職員配置を行うことを通じて、一定以上の質の確保が求められる。併せて、公定価格により収入の大宗が決められていることから、保育分野においては、一概に中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第２号）第４の２の二のイ及びロの⑵に掲げる労働生産性の向上という指標を用いて経営力の向上の度合いを測ることは適切ではない。 このため、保育事業分野における経営力向上の度合いを測定するための指標としては、職員の勤続年数、離職率その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。	
第３　経営力向上に関する事項	第３　経営力向上に関する事項
１　経営力向上の内容に関する事項	１　経営力向上の内容に関する事項
一　経営力向上のために実施すべき事項	一　経営力向上のために実施すべき事項
（略）	（略）
①・②　（略）	①・②　（略）
③　経営資源の組合せに関する事項 保育の質及び生産性の向上を図るため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することが必要である。	（新設）
④　その他の経営力向上のために実施すべき事項 ①から③までのほか、経営力向上のためには、外部の者による評価を受け、その結果に基づき不断の改善を図ることや、財務諸表等を基に収支状況等の分析を行うことが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。	③　その他の経営力向上のために実施すべき事項 ①及び②のほか、経営力向上のためには、外部の者による評価を受け、その結果に基づき不断の改善を図ることや、財務諸表等を基に収支状況等の分析を行うことが必要である。具体的には次に掲げる事項とする。
㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
二　（略）	二　（略）
２　経営力向上計画の認定 経営力向上計画（中小企業等経営強化法第13条第１項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする事業者にあっては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に差があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる事項の数以上の第３の１の一の①㈠から③㈢までに掲げる事項に取り組むこととする。	２　経営力向上計画の認定 経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第13条第１項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）について認定を受けようとする事業者にあっては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に差があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる事項の数以上の第３の１の一の①㈠から③㈢までに掲げる事項に取り組むこととする。
①～③　（略）	①～③　（略）
第４　経営力向上の促進に当たっての配慮事項	第４　経営力向上の促進に当たっての配慮事項
１　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業者は事業承継等を行う場合は、利用者に必要な保育の継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。	１　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。
２～４　（略）	２～４　（略）
第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項	第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項
事業分野別経営力向上推進業務を行う者については、以下の要件を満たし、かつ、以下の業務に取り組むための知見や能力を有することを認定事業分野別経営力向上推進機関の要件とする。	事業分野別経営力向上推進業務を行う者については、以下の要件を満たし、かつ、以下の業務に取り組むための知見や能力を有することを認定事業分野経営力向上推進機関の要件とする。
１～３　（略）	１～３　（略）